

## 令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の内容の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約について、登別市契約事務規則第28条の2の規定に基づき、次のとおり契約の発注見通し及び契約締結状況を公表します。

契約の発注見通し及び契約内容等						契約締結状況				
発注グループ	契約名	契約の内容	契約締結 予定時期	契約の相手方の選定基準	契約の相手方の決定方法	契約締結日	契約の相手方の 住所及び名称	履行期間又は 納入期限	契約の相手方を 選定した理由	契約金額
総務部 総務グループ	登別市役所本庁舎管理業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の取締と来庁者の確認、案内に関する事。</li> <li>・庁舎内の巡視（火気取締、不使用灯の消灯）に関する事。</li> <li>・郵便物の取扱（受取、保管、引継ぎ）に関する事。</li> <li>・電話の受理、応対に関する事。</li> <li>・戸籍の受理に関する事。</li> <li>・火災等の災害時の対応に関する事。</li> <li>・気象情報等の対応に関する事。</li> <li>・停電時の処理に関する事。</li> <li>・各警報機、火災報知器作動時の対応に関する事。</li> <li>・苦情等の対応に関する事。</li> <li>・時間外勤務者の確認に関する事。</li> <li>・当直日誌の記載に関する事。</li> <li>・住民票の写し、印鑑登録証明書及び外国人登録原票記載事項証明書の交付取り次ぎに関する事。</li> <li>・市旗等の掲揚に関する事。</li> <li>・その他本庁舎管理に必要な業務に関する事。</li> </ul>	R8.4	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の1者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					
市民生活部 市民協働グループ	登別市鷺別コミュニティセンター管理業務委託	施設管理業務	R8.4	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の1者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					
市民生活部 市民サービスグループ	令和8年度 墓地草刈業務委託	草刈業務、刈草運搬業務	R8.6	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の1者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					
市民生活部 環境対策グループ	日常清掃・再生展示施設及び市民ギャラリー等管理業務委託	清掃業務、施設管理業務	R8.4	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の1者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					
保健福祉部 社会福祉グループ	登別市鉄南ふれあいセンター管理業務	施設管理業務、清掃業務	R8.4	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の1者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					

## 令和 8 年度 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約の内容の公表

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約について、登別市契約事務規則第 2 8 条の 2 の規定に基づき、次のとおり契約の発注見通し及び契約締結状況を公表します。

契約の発注見通し及び契約内容等						契約締結状況				
発注グループ	契約名	契約の内容	契約締結 予定時期	契約の相手方の選定基準	契約の相手方の決定方法	契約締結日	契約の相手方の 住所及び名称	履行期間又は 納入期限	契約の相手方を 選定した理由	契約金額
保健福祉部 社会福祉グループ	登別市鉄南ふれあいセンター草刈 業務	草刈業務	R8.6	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であり、かつ、登別市に拠点を 有し、当該業務を確実に履行で きること。	選定基準に該当する特定の 1 者 を選定の上、見積書を徴取し、 予定価格の範囲内であることを 確認する。					
保健福祉部 健康推進グループ	総合福祉センター日直外 1 業務委 託	日直業務及び清掃業務	R8.4	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であり、かつ、登別市に拠点を 有し、当該業務を確実に履行で きること。	選定基準に該当する特定の 1 者 を選定の上、見積書を徴取し、 予定価格の範囲内であることを 確認する。					
保健福祉部 健康推進グループ	総合福祉センター草刈業務委託	草刈業務	R8.4	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であり、かつ、登別市に拠点を 有し、当該業務を確実に履行で きること。	選定基準に該当する特定の 1 者 を選定の上、見積書を徴取し、 予定価格の範囲内であることを 確認する。					
保健福祉部 健康推進グループ	総合福祉センター周辺除雪業務	除雪業務	R8.11	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であり、かつ、登別市に拠点を 有し、当該業務を確実に履行で きること。	選定基準に該当する特定の 1 者 を選定の上、見積書を徴取し、 予定価格の範囲内であることを 確認する。					
都市整備部 土木・公園グ ループ	公園管理業務委託	市内の公園・広場及び街路樹等の 維持管理業務	R8.4	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であり、かつ、登別市に拠点を 有し、当該業務を確実に履行で きること。	選定基準に該当する特定の 1 者 を選定の上、見積書を徴取し、 予定価格の範囲内であることを 確認する。					
都市整備部 土木・公園グ ループ	登別ビーチパーク前庭ゾーン 管理業務委託	維持管理業務	R8.4	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であり、かつ、登別市に拠点を 有し、当該業務を確実に履行で きること。	選定基準に該当する特定の 1 者 を選定の上、見積書を徴取し、 予定価格の範囲内であることを 確認する。					
都市整備部 土木・公園グ ループ	幌別駅前広場除雪業務委託	除雪業務	R8.11	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であり、かつ、登別市に拠点を 有し、当該業務を確実に履行で きること。	選定基準に該当する特定の 1 者 を選定の上、見積書を徴取し、 予定価格の範囲内であることを 確認する。					

## 令和 8 年度 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約の内容の公表

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約について、登別市契約事務規則第 2 8 条の 2 の規定に基づき、次のとおり契約の発注見通し及び契約締結状況を公表します。

契約の発注見通し及び契約内容等						契約締結状況				
発注グループ	契約名	契約の内容	契約締結 予定時期	契約の相手方の選定基準	契約の相手方の決定方法	契約締結日	契約の相手方の 住所及び名称	履行期間又は 納入期限	契約の相手方を 選定した理由	契約金額
都市整備部 土木・公園グ ループ	花苗（単価契約）	購入予定数量 ①パンジー 2,720株 ②ピオラ 320株 ③ペコニア 4,153株 ④インパチェンス 884株 ⑤マリーゴールド 8,347株 ⑥サルビア 2,098株 ⑦ペチュニア 728株 ⑧アゲラタム 300株 合 計 19,510株	R8.4	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の 1 者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					
都市整備部 水道室水道グ ループ	水道施設草刈業務委託	草刈業務、刈草運搬業務	R8.6	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の 1 者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					
教育部 社会教育グルー プ	令和8年度登別市青少年会館管理業務	施設管理業務	R8.4	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の 1 者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					
教育部 図書館	登別市立図書館清掃等整備業務委託	館内清掃及び周辺清掃	R8.4	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であり、かつ、登別市に拠点を有し、当該業務を確実に履行できること。	選定基準に該当する特定の 1 者を選定の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認する。					

※契約締結状況については、契約締結後、随時公表していきます。